

川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を
改正する規則（案）

（川崎市青少年科学館使用規則の一部改正）

第1条 川崎市青少年科学館使用規則（昭和46年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ア中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
。

（川崎市立日本民家園使用規則の一部改正）

第2条 川崎市立日本民家園使用規則（昭和51年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ア中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規則の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市青少年科学館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年科学館使用規則 昭和46年7月28日教委規則第11号 (第1条～第12条 略) (観覧料等の減免等)</p> <p>第13条 条例第12条の規定により教育長が観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 観覧料</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として観覧を行う場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設が当該施設の活動として観覧を行う場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>ウ 川崎市の発行する福寿手帳の交付を受けている者が一般投影の観覧を行う場合 全額</p> <p>エ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者が観覧を行う場合(介護者を含む。) 全額</p> <p>オ その他教育長が特に必要があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>(2) 特別利用料</p> <p>ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>イ 私立の博物館、美術館、図書館、学校、研究所等がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>ウ 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合 全額</p>	<p>○川崎市青少年科学館使用規則 昭和46年7月28日教委規則第11号 (第1条～第12条 略) (観覧料等の減免等)</p> <p>第13条 条例第12条の規定により教育長が観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 観覧料</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として観覧を行う場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設が当該施設の活動として観覧を行う場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>ウ 川崎市の発行する福寿手帳の交付を受けている者が一般投影の観覧を行う場合 全額</p> <p>エ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者が観覧を行う場合(介護者を含む。) 全額</p> <p>オ その他教育長が特に必要があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>(2) 特別利用料</p> <p>ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>イ 私立の博物館、美術館、図書館、学校、研究所等がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>ウ 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合 全額</p>

改正後	改正前
<p>エ その他教育長が特に理由があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>2 前項に規定する減免を受けようとする者は、あらかじめ教育長に減免申請書を提出しなければならない。ただし、前項第1号ウの場合にあつては、川崎市が発行する福寿手帳の、同号エの場合にあつては、身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>エ その他教育長が特に理由があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>2 前項に規定する減免を受けようとする者は、あらかじめ教育長に減免申請書を提出しなければならない。ただし、前項第1号ウの場合にあつては、川崎市が発行する福寿手帳の、同号エの場合にあつては、身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市立日本民家園使用規則 昭和51年8月31日教委規則第11号 (第1条～第12条 略) (入園料等の減免等)</p> <p>第13条 条例第13条の規定により教育長が入園料等を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入園料</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として入園する場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設が当該施設の活動として入園する場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>ウ 川崎市の発行する福寿手帳の交付を受けている者が入園する場合 全額</p> <p>エ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者が入園する場合(介護者を含む。) 全額</p> <p>オ その他教育長が特に必要があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>(2) 特別利用料</p> <p>ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>イ 私立の博物館、美術館、図書館、学校、研究所等がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>ウ 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合 全額</p>	<p>○川崎市立日本民家園使用規則 昭和51年8月31日教委規則第11号 (第1条～第12条 略) (入園料等の減免等)</p> <p>第13条 条例第13条の規定により教育長が入園料等を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入園料</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として入園する場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設が当該施設の活動として入園する場合(引率者を含む。) 全額</p> <p>ウ 川崎市の発行する福寿手帳の交付を受けている者が入園する場合 全額</p> <p>エ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者が入園する場合(介護者を含む。) 全額</p> <p>オ その他教育長が特に必要があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>(2) 特別利用料</p> <p>ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>イ 私立の博物館、美術館、図書館、学校、研究所等がその事務事業の用途に供することを目的とする場合 全額</p> <p>ウ 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合 全額</p>

改正後	改正前
<p>エ その他教育長が特に理由があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>2 前項に規定する減免を受けようとする者は、あらかじめ教育長に減免申請書を提出しなければならない。ただし、前項第1号ウの場合にあつては、川崎市が発行する福寿手帳の、同号エの場合にあつては、身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>エ その他教育長が特に理由があると認める場合 その都度教育長が定める額</p> <p>2 前項に規定する減免を受けようとする者は、あらかじめ教育長に減免申請書を提出しなければならない。ただし、前項第1号ウの場合にあつては、川崎市が発行する福寿手帳の、同号エの場合にあつては、身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(以下 略)</p>